

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局警防部警防課（06-4393-6491）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導
関連する 他局の名称	都市計画局
概 要	建築物の大規模化、高層化により、はしご車の架梯限度をはるかに超える高さに地上と途絶した空間を有し、消火・救助活動や避難に著しく支障が生じる可能性が予想されるところです。このような場合に、上階、下階の両方からのアクセスが可能となることは消防活動をより幅広く展開する意味で大きなメリットがあります。消防局では「大規模建築物の建設計画の事前協議制度」の協議事項に「ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置」を追加しました。また、平成3年4月には「航空救助隊」が発足し、平成8年に特別救助隊「航空救助隊」として大阪市における航空救助体制の一層の充実強化を図っています。
根拠となる要綱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領、同実施（技術）基準</li> <li>・ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準（同設置指導基準細目） (<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/11-2.pdf">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/cmsfiles/contents/0000213/213007/11-2.pdf</a>)</li> </ul>
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ヘリコプター屋上緊急離着陸場等設置指導基準」（平成2年制定）に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第81条の2の適用を受ける状況下で消防活動が有効かつ安全に行えるために、高層建築物の屋上に設置する緊急離着陸場及びこれらに設置する建築物の屋上構造に関する指導を行う。</li> <li>・【参考】 航空法（抜粋） （離着陸の場所） 第79条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</li> <li>（飛行の禁止区域） 第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</li> <li>（最低安全高度） 第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</li> <li>（搜索又は救助のための特例） 第81条の2 前3条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行う航行については、適用しない。</li> </ul>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/</a>
備 考	